

奈良県シニアサッカーリーグ実施要項(2017 年度)

平成 28 年 7 月 23 日

平成 29 年 1 月 15 日改訂

平成 29 年 2 月 15 日改訂・追記

1. 主催

奈良県シニアサッカー連盟(以下『連盟』という。)

2. 目的

連盟の運営を円滑に行うため、この条項を定める。

3. 運営(細則あり)

シニアリーグを運営する為に、各リーグに運営委員を置く。

4. 参加資格(細則・特記事項あり)

毎年、連盟が定める締切期日までに、加盟登録を完了したシニア種の単独チーム(O50 特例有)とする。

5. 試合方法

- ① 試合時間 20 分ハーフとする(20 分+5 分+20 分)
- ② 交代選手 フリーとし、何度でも交代が可能とする。
- ③ 競技規則 現行の日本サッカー協会競技規則に準ずる。
- ④ その他 勝敗の決しない場合は引分けとし、延長は行わない。

6. リーグの運営

① 組み合わせ・日程

各リーグの運営委員は組合せおよび日程を決定し、その旨を所属する各チームに通知する。
但し、組合せ及び日程の決定後において個別チームの都合による変更はこれを認めない。

② 予定の変更

リーグの日程・試合会場など、運営の予定に変更が生じた場合、日程については 14 日前、
場所については 7 日前までに各リーグの運営委員は所属するチームに通知する。

③ グラウンドの使用

[1] 準備・後始末(会場担当者指示のもと)

グラウンドの準備は第 1 試合の両チームが行い、後始末は最終試合の両チームが行う。

[2] 不正行為及びペナルティ

グラウンド管理者よりチーム名において、グラウンド使用状況について苦情を受けたチームに
対して罰則を課す。当該罰則の内容については、連盟規律委員会がこれを審理・裁定する。

④ 審判(細則あり)

[1] 資格

審判は、連盟審判委員会が認定する資格を有する者が行う。(細則あり)

[2] 審判手帳

審判を行う者は、審判員証を携帯し、会場担当者(四審)にこれを提示する。

[3] 割り当て

審判の割り当ては各リーグの運営委員が行うが、派遣要請を受けたチームは正当な
理由なくこれを拒否してはならない。

[4] 不正行為及び罰則

割り当てられた審判員が連絡なしに審判を行わなかったとき、または連盟審判委員会
が認定する資格を有さない者に審判を行わせたとき、並びに理由なく審判の割り当てを拒否
したときは、その者が所属するチームに罰則を与える。以降の処置については連盟
規律委員会がこれを審理・裁定する。

⑤ 棄権敗・不戦敗 (細則あり)

[1] 棄権敗

各リーグの運営委員会で定められた試合当日に、やむを得ない事情により試合を行うことが不可能となったチームは、その日の8日前までに相手チームの了解を取り各リーグの運営委員長に報告しなければならない。この場合、当該チームのその試合の成績を「棄権敗」とする。「棄権敗」を複数回繰り返したチームに対しては罰則を課す。当該罰則の内容については連盟規律委員会がこれを審理・裁定する。

[2] 不戦敗

試合当日にキックオフの時刻に出場できる選手が7名未満(6人以下)のチームの当該試合の成績を「不戦敗」とする。試合中に出場できる選手が7名未満(6人以下)になったチームの当該試合の成績についても「不戦敗」とする。「不戦敗」を複数回繰り返したチームに対しては罰則を課す。当該罰則の内容については連盟規律委員会がこれを審理・裁定する。

7. 競技(試合)の運営・規則

① 警告及び退場 (細則あり)

[1] 退場

主審より退場を命ぜられた選手及び、ベンチ内で退席処分を受けた者は、**原則**次節の1試合を出場停止とする。以降の処分については、連盟規律委員会が審理・裁定する。

※退場内容により期間の延長(規律委員会にて)あり。

[2] 警告

リーグ期間中、3試合にわたり警告を受けた選手は、次節の1試合を出場停止とする。以降の処置については、連盟規律委員会が審理・裁定する。

[3] 処分の波及(I)

退場による次節1試合の出場停止処分に限り、当該処分を受けるべき選手に対する処分が未了のままリーグが終了した場合、次の公式戦の1試合目に処分を波及させる。

[4] 処分の波及(II)

リーグ期間中に受けた警告については、各カップ戦にはそれを波及させない。但し、退場処分(累積による退場を含む)を受け、その処分が未了の場合にはこれを波及させる。

② メンバー表・選手証の提出(細則あり)

試合開始30分前までに、メンバー表2部と選手証を会場担当者(四審)に提出する。

選手証による確認ができない選手は試合に出場できない。

③ 試合結果の報告

会場担当者(四審)は当日の試合結果報告書を速やかに**各リーグの運営委員**及び競技委員長に報告する。

④ 運営及び行為に関する事項

- ・ 要項(細則)に規定されている事項及び、その他の尊厳すべき事項を守らないチームには規律委員会で協議し、勝ち点減・昇格取り消し・降格・除名・その他の措置を取る場合がある。
- ・ 本委員会・連盟に対し非協力的、又は運営に支障をきたす行為を繰り返すチームは規律委員会で協議し、勝ち点減・昇格取り消し・降格・除名・その他の措置を取る場合がある。
- ・ 試合中、練習中を問わず各会場内外の器物を破損した場合、当該チームにおいて弁償するものとする。故意に器物を破損(未遂含む)した場合は規律委員会で協議する。

8. 成績および順位

① 勝点

勝ち(棄権勝、不戦勝を含む)3点、引き分け1点、負け0点、不戦敗-3点

② 順位の決定

1. 勝点の多い順
2. 1が同一の場合は得失点差
3. 1と2. が同一の場合は総得点
4. 1と2と3が同一の場合は対戦成績
5. 1と2と3と4が同一の場合は同一順位とするが、リーグの入れ替えに関わる順位の場合は順位決定戦を行う。

③ リーグの入替 ※プレミアリーグの場合(別紙リーグ編成チャート参照)

[1]プレミア-1部の入れ替えについて

- ・プレミアリーグ 6位のチームは1部リーグに自動降格
- ・プレミアリーグ 5位のチームは1部リーグ 2位のチームと入れ替え戦
- ・1部リーグ 1位のチームはプレミアリーグに自動昇格
- ・1部リーグ 2位のチームはプレミアリーグ 5位のチームと入れ替え戦

[2]1部-2部の入れ替えについて

- ・1部リーグ 10位、11位のチームは2部リーグへ自動降格
- ・1部リーグ 9位のチームは2部リーグ 3位のチームと入れ替え戦
- ・2部リーグ 1位、2位のチームは1部リーグへ自動昇格
- ・ 2部リーグ 3位のチームは1部リーグ 9位のチームと入れ替え戦

9. ユニフォーム(細則あり)

各チームはユニフォームを色の違うものを2着試合会場に持参する事とする。

※ (公財)日本サッカー協会 ユニフォーム規定を準用する事。

奈良県シニアサッカーリーグ実施要項細則(2017 年度)

平成 28 年 7 月 23 日

平成 29 年 1 月 15 日改訂

平成 29 年 2 月 15 日改訂・追記

3. 運営に関して細則

別紙運営委員会組織の構成メンバーをもって運営にあたる事とする。

4. 参加資格細則

- ① 040 カテゴリーに関しては日本サッカー協会（奈良県サッカー協会）所属シニア種別で加盟登録された単独チームである事。

選手は上記に所属し 1978 年（昭和 53 年）4 月 1 日までに生まれた選手である事。

- ② 050 カテゴリーに関しては日本サッカー協会（奈良県サッカー協会）所属シニア種別で加盟登録された単独チーム若しくは、日本サッカー協会所属（奈良県サッカー協会）シニア種別で加盟登録されたメンバーにより構成された合同チームも可とする。

選手は上記に所属し 1968 年（昭和 43 年）4 月 1 日までに生まれた選手である事。

050 カテゴリーに関して特例として合同チームである事の規定に関しては 2017 年度～2018 年度において適応する。（※年数はチーム数にて判断）

050 カテゴリーに関して特例としてアンダー枠規定を設ける事とする。

（特例アンダー枠規定とは②規定の生まれ月日以降で 1970 年（昭和 45 年）4 月 1 日までに生まれた選手以上であればメンバーを 2 名まで試合に参加出場を認める）

- ③ チーム内に有資格者審判員（4 級以上 2 名）を確保する。

- ④ 参加エントリー期間

2017 年 2 月 1 日から 3 月 20（継続チーム）

2017 年 2 月 1 日から 3 月 10（新規チーム）

上記までの期間に所定のリーグ参加申込書（加盟登録届け）を連盟に提出し承認を受ける事。

新規参加チームにおいては所定期間に加盟登録届けを連盟に提出し審査及び（ヒアリング）を受け承認を受ける事。

特記事項

全国シニアサッカー大会(040, 050)関西大会奈良県予選参加チーム規約

- ① 040 カテゴリーに関しては日本サッカー協会（奈良県サッカー協会）所属 シニア種別 で加盟登録された単独チームである事。

選手は上記に所属する 1978 年（昭和 53 年）4 月 1 日までに生まれた選手である事。

- ② 050 カテゴリーに関しては日本サッカー協会（奈良県サッカー協会）所属 シニア種別 で加盟登録された単独チームである事。

選手は上記に所属する 1968 年（昭和 43 年）4 月 1 日までに生まれた選手である事。

- ③ 参加前年度までに 1 年以上奈良県シニアサッカーリーグに参加実績のあるチームである事。（参加実績においては奈良県社会人サッカーリーグでも可とする）

但し③に属するチームであってもメンバーの過半が 1 年以上奈良県シニアサッカーリーグ又は奈良県社会人サッカーリーグに参加実績のある事。

- ④ ③以外で新規参加チームであっても過半が 1 年以上奈良県シニアサッカーリーグ又は奈良県社会人サッカーリーグに参加実績のあるメンバーにて構成されたチームは参加可とする。（過半とはエントリー時総人数の過半の意味とする。選手証等にて確認を要する。）

- ⑤ 全国シニアサッカー大会(040, 050)奈良県予選参加チームはチームとして継続維持し奈良県シニアサッカーリーグに参加する事。

6. リーグの運営

④ 審判 [1] 資格 は4級以上とする。

審判服に関して

主審: 上着は審判服着用としパンツに関しては黒色を着用する事を必須としトレーニングパンツ等も認める。

副審: 審判服を基本とするが上下黒色を着用する事を必須とし他のものの着用を認める。

⑤ 棄権敗・不戦敗における得点

棄権敗・不戦敗においては0 : 5とし、試合開始以降の不戦敗においては0 : 3とする。

リーグにおいて棄権負又は不戦負を二度以上行くと次期リーグに関しては降格とする。

7. 競技(試合)の運営・規則

① 警告及び退場

1. 同一ゲームにおいて2枚のイエローカードで同ゲーム退場。次節ゲーム(1ゲーム)出場停止。

2. レッドカードで退場。基本次節ゲーム(1ゲーム)出場停止。

但しレッドカードの場合は何試合出場停止とするかは内容により連盟規律委員会にて審理・裁定。

(悪質な場合数試合の出場停止もありうる)

3. 累積イエローカード3枚で次節ゲーム(1ゲーム)出場停止。

(以降の処置については連盟規律委員会にて審理・裁定)

4. 同一ゲーム中イエローカードを受け次にレッドカード。

次節からのゲーム出場停止とし(2同様)イエローカードは累積で残る。

② メンバー表・選手証の提出・細則

メンバーチェック時にメンバーや選手証が止むを得ない事情で遅れ不在、未提出の場合はメンバー表(選手証)提出時に会場担当者(四審)に必ず申し出を行う。

遅れてきたメンバーは本人でメンバーチェックを受ける事。

申し出のない場合は出場できない。

選手証の承認条件

1. JFAから発行された選手証に写真(顔)を添付したもの。

2. コピー可(印字が判別できるもの)写真(顔)を添付されたもの。

3. 電子登録証(写真登録されたもの)

※ 必要事項、写真の添付で判別できるもの、その他は出場不可

③ 特記事項: 試合球は, 050 リーグが 400g (シニア軽量球) を使用

9. ユニフォームに関する細則

基本：（公財）日本サッカー協会 ユニフォーム規定を準用する事。

奈良県シニアサッカーリーグにおける特例

特例① 原則シャツ、パンツ、ソックスに関して色の違う2種類を所持する事が望ましいがシャツ部分のみ色の違うものでも使用可とする。

特例② アンダーシャツ、アンダーショーツに関して（公財）日本サッカー協会 ユニフォーム規定を準用する事。（シャツ袖、ショーツの主たる色のものを使用）

※ショーツの主たる色、または、ショーツの裾の部分と同じ色でなければならない。

同一チームの競技者が着用する場合、同色のものとする。

但し特例としアンダーショーツに関してはチームで統一する事を条件として黒を使用可。

他府県や全国大会等への出場の場合は（公財）日本サッカー協会 ユニフォーム規定準ずる。

特例③ ユニフォーム（シャツ及びショーツ及びソックス）に関し同色、同柄であればメーカー等マークの有無や違いまでは認めるものとする。（マークとはワンポイント部分とする）

帯状の文字は柄として扱い不可とする。

特例④ アンダーウエアを違う色を着用する場合は袖口より見えない所まで上げる事で対処する。

注意事項

① ビブス着用は不可とする。

② キャプテンマークを着用する事。

（050 リーグアンダー枠着用の黄色とは色の違うものを着用する。）

③ 組み合わせ表における左記側のチームをホームチーム扱いとし右記側をアウェイチーム扱いとし原則ホーム側にユニフォーム選択権を与える。

④ 胸番号及びチーム名必要とする。

登録・移籍に関する取り決め事項

① 040 リーグ 同チーム間での移籍は可、但しリーグ同節の試合の出場は不可とする。

② 050 リーグに関しては単独チーム又は合同チームを可とする為、必ずチームメンバー登録をし競技委員長の押印のあるもの（メンバー表）のみを有効とする。

メンバーの追加、抹消ある時はその都度競技委員長の押印を必要とする。

メンバー登録受付はリーグ試合期日の一週間前までとする。

承諾なく他チームで試合に出場した場合はその試合を出場したチームの不戦敗とし

その選手及びそのチームの代表又は主将は3試合の出場停止とする。